

定額給付金と子育て応援特別手当を支給します

申・問 定額給付金等実施本部

☎43 7140

市では、2月1日を基準日に、定額給付金と子育て応援特別手当を皆さんに支給出来るように準備を進めています。今回は、その概要をお知らせします。

「定額給付金は、景気が後退している中で市民の皆さんの生活支援を行い、地域経済の活性化に結び付けていくために実施されるものです。また、「子育て応援特別手当」は、子育て中の世帯を支援することを目的とした生活対策の一環で行われるものです。

市では、定額給付金と子育て応援特別手当の対象者へ、3月27日に通知を送付しました。通知書には、定額給付金の請求書と案内、また子育て応援特別手当にも該当する世帯には、その請求書と案内も同封しています。記入例を参考に申請書に必要事項を記入し、添付書類を同封して返信用封筒で市役所へ郵送してください。また、実施本部や市役所、総合支所でも受け付けています。

定額給付金

対象 基準日の市民全員。

大館市に住居登録しているかたと大館市に外国人登録しているかたです。他

子育て応援特別手当

対象

市区町村で登録していたかたは、その居住地から給付されます。
給付金額 一人当たり1万2千円。
ただし、基準日に、65歳以上（昭和19年2月2日以前の生まれ）のかたと18歳以下（平成2年2月2日以降の生まれ）のかたは、2万円です。

基準日に市民で、小学校就学前3年間の第二子以降の子供平成14年4月2日から平成17年4月1日までの生まれ。

ただし、第一子は18歳以下（平成2年4月2日以降に生まれたかた）に限ります。また、第一子が別居している場合は、申請の際に健康保険被保険者証の写しなどが必要になります。

例1. 第一子7歳、第二子5歳の場合。

第二子が該当。

例2. 第一子5歳、第二子2歳の場合。

第二子が2歳なので非該当。

例3. 第一子18歳（市外の学生）、第二子6歳の場合。

6歳の場合。

第二子が該当。申請時には、第一子の健康保険被保険者証などの写しが必要。

例4. 第一子8歳、第二子6歳、第三子4歳の場合。

4歳の場合。

第二子と第三子が該当。

例5. 第一子19歳、第二子6歳の場合。

第二子が18歳を超え、6歳の子は第二子扱いにならないため非該当。

給付金額 一人当たり3万6千円

給付の方法と手続き

（定額給付金と子育て応援特別手当共通）

世帯主に給付します

定額給付金と子育て応援特別手当は、住民基本台帳などに登録され、同居している世帯主の申請に基づき、その世帯主の金融機関の口座に、家族の分を含めた合計金額が振り込まれます。

申請の方法

市から郵送された定額給付金申請書（請求書）と子育て応援特別手当申請書（請求書）に、世帯主名や振り込む金融機

関の口座名などを記入し、郵送か窓口で申請します。

郵送の場合

・返信用封筒に記入済みの請求書を入れ、身分証明書と金融機関の通帳の写しを同封してください。

窓口の場合

・実施本部窓口（総合福祉センター1階）や市役所市民課、比内・田代両総合支所市民課で受け付けますので、記入済みの申請書、身分証明書と金融機関の通帳も持参してください。

申請書に必要な書類

①世帯主申請者の公的身分証明書（免許証など）の写し。
窓口での申請時は、原本が写し。

公的身分証明書の種類

1点あれば確認が出来るもの
運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付き）、外国人登録証、身体障害者手帳、療育手帳、小型船舶操縦免許証など、国や市区町村が発行した写真付きの身分証明書。